

2025年3月

お客さま各位

武蔵野銀行

「相続時口座照会手数料」新設のお知らせ

いつも武蔵野銀行をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づき、相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度の取扱いを開始するのに伴い、以下の手数料を新設いたします。

今後より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。本件についてご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

＜ご参考＞ 相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度について
2025年4月（予定）より、相続のお手続きにおいて、相続人からのご照会で被相続人（亡くなられた方）を名義人とする預金口座がこの金融機関にあるのかを特定し、その口座情報を求めることができるようになります。

1. 新設手数料（消費税込み）

手数料名	内容
相続時口座照会手数料	1取引 5,060円

【ご留意事項】

- ・本件は預金保険機構からの委託に基づき、お申込みの受付事務をお取扱いいたします。
- ・被相続人のマイナンバーが被相続人を名義人とする口座に紐づけられていることが前提となります。
- ・照会結果を問わず、手数料の返金はいたしません。
- ・複数の被相続人の口座照会を希望する場合は、被相続人ごとのお申込みとなります。

2. 新設日

2025年4月1日（火）

